

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	納税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

函館市は、納税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道函館市長

公表日

令和6年7月2日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	納税に関する事務
②事務の内容	<p>【概要】 地方税法等およびこれらの法律に基づく条例に基づき、市税の収納および滞納整理に関する事務として次の事務を行っている。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 市税の収納に関する事務 過誤納金の還付・充当に関する事務 滞納者に対する督促状の送付に関する事務 滞納者および関連者に係る財産調査に関する事務 差押え等の強制執行に関する事務 滞納処分の執行停止等に関する事務 不納欠損に関する事務 納税に係る統計資料等の作成に関する事務 <p>特定個人情報ファイルについては、上記事務のほか、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国および他地方自治体の税担当部局等からの照会に対する回答に関する事務 市道民税滞納者に係る北海道の直接執行に関する事務
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税収納システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 各税賦課システムからの課税情報連携機能 税に係る年度内収納金情報の管理機能 納付書の再発行機能 定期口座振替用納付書作成機能 口座振替不能時の通知書発行機能 口座振替済時の納付確認通知書発行機能 未納者に対する督促状、滞納者に対する現年分催告書の発行機能 処分情報および処分停止情報の管理機能 年度末の滞納繰越と決算処理機能 税証明システムとの連携機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (滞納整理支援システム(税), 口座情報システム)</p>

システム2～5									
システム2									
①システムの名称	滞納整理支援システム(税)								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 税収納システムからの収納情報連携機能 2. 各税賦課システムからの課税情報連携機能 3. 滞納者および関連者情報の管理機能 4. 納付書の再発行機能 5. 滞納者に対する催告書等の発行機能 6. 滞納者および関連者への財産等調査記録を含む交渉経過記録の管理機能 7. 納付計画の管理機能 8. 分割納付用口座振替納付書作成機能 9. 担当者の割振機能 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="radio"/>] 宛名システム等</td> <td>[<input type="radio"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="radio"/>] その他 (口座情報システム)</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム	[<input type="radio"/>] その他 (口座情報システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム								
[<input type="radio"/>] その他 (口座情報システム)									
システム3									
①システムの名称	口座情報システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各科目の定期口座振替情報管理機能 2. 各科目の収納システムとの口座振替予定額連携機能 3. 各科目の定期口座振替依頼情報交換媒体作成機能 4. 各科目の定期口座振替結果情報交換媒体読取機能 5. 各科目の収納システム用の定期口座振替による収納データ作成機能 6. 担当科目以外の情報閲覧を抑制する制御機能 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="radio"/>] 宛名システム等</td> <td>[<input type="radio"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="radio"/>] その他 (定期口座振替を実施する各科目の賦課, 収納システム)</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム	[<input type="radio"/>] その他 (定期口座振替を実施する各科目の賦課, 収納システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム								
[<input type="radio"/>] その他 (定期口座振替を実施する各科目の賦課, 収納システム)									
システム4									
①システムの名称	過年度収納情報管理システム(税)								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 完納および一部納付により税収納システムから削除した過年度の収納情報の管理機能 2. 税収納システムからの削除データ連携機能 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[<input type="radio"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム								
[] その他 ()									

システム7	
①システムの名称	固定資産税システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 固定資産(土地)の評価 固定資産(土地)の評価業務を行う。 2. 固定資産税・都市計画税の賦課 固定資産税及び都市計画税(市街化区域内のみ)の賦課を行う。 3. 固定資産税・都市計画税の減免 固定資産税・都市計画税の減免を行う。 4. 納税通知書の発行 固定資産税・都市計画税の納税通知書の発行を行う。 5. 固定資産課税台帳兼名寄帳の発行 固定資産課税台帳兼名寄帳の発行業務を行う。 6. 税証明システムとの連携機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (固定資産税家屋評価システム, 固定資産税地番町割図管理システム(GIS))
システム8	
①システムの名称	法人住民税システム
②システムの機能	<p>【概要】 法人住民税システムは、法人住民税に係る法人情報および申告書等の情報の保守・管理を行うための主要なシステムである。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人設置・異動届による課税対象者情報の取得, 保守管理機能 2. 申告情報, 課税資料等の情報の取得, 保守管理機能 3. 法人住民税に係る各種帳票の出力 4. 調定額集計管理機能および統計機能 5. 収納管理情報連携機能 6. 税証明システムとの連携機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム9	
①システムの名称	軽自動車税システム
②システムの機能	<p>【概要】 軽自動車税システムは、軽自動車税の賦課・変更, 減免, 税務調査等を行うための主要なシステムであり、軽自動車税に係る登録・異動等の情報を取得し、保有・管理するものである。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 軽自動車の新規登録・異動届による課税対象者情報の取得, 保守管理機能 2. 申告情報, 課税資料等の情報の取得, 保守管理機能 3. 軽自動車税に係る各種帳票の出力 4. 調定額集計管理機能および統計機能 5. 収納管理情報連携機能 6. 軽自動車税納税証明書の発行機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
税収納等情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法別表第1 16の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部税務室
②所属長の役職名	納税担当課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税収納等情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者および関連者
その必要性	納税義務者および関連者の住所, 所得情報を正確に把握し, 公平・公正な徴収事務を行うため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号: 地方税法第20条の11による地方自治体間で滞納者の実態調査の照会・回答に利用する。 その他識別情報: 課税情報等他システムとの連携に必要。 住所, 氏名, 性別, 生年月日, その他住民票関係情報: 滞納者との連絡, 財産調査に必要。 業務関係情報: 課税状況, 所得の確認等滞納者の負担能力判定に必要。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財務部税務室

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (同一の汎用機で処理)								
③使用目的 ※	滞納者の正確な住所, 所得の確認, 他自治体の滞納情報の把握								
④使用の主体	使用部署	財務部税務室							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1 個人番号を利用した滞納者の照会・回答 ・市外居住滞納者の実態調査のための照会。 ・国または地方自治体からの実態調査の回答。 2 市道民税滞納者の北海道への情報提供 ・市道民税滞納者に対する北海道の直接執行のための事務引継。								
	情報の突合	検索に使用するのみ							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	税収納システムの運用保守委託	
①委託内容	システムの運用管理および税制改正に伴うシステム改修等に必要範囲内で、特定個人情報の取扱いを委託	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社エスイーシー	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/>] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> [] 専用線 <input type="checkbox"/> [] 電子メール <input type="checkbox"/> [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> [] 紙 <input type="checkbox"/> [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>[函館市における措置]</p> <p>ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる端末の使用は、ID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)による認証が必要となる。函館市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程に基づき、保護責任者は保存期間の経過等により保管の必要がなくなった磁気ファイルについて、一切アクセスできないよう制限した上、システム上で速やかに消去、廃棄等の必要な措置を講じている。</p> <p>保存期限を経過した紙媒体による特定個人情報については、廃棄処分(函館市の設置する焼却施設での処分)を実施する。</p> <p>[中間サーバ・プラットフォームにおける措置]</p> <p>中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館およびサーバ室への入室を厳重に管理する。特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

I 税込納システム 1. 宛名番号, 2. 枝番, 3. 世帯番号, 4. 税目, 5. 調定年, 6. 課税年, 7. 通知書番号, 8. 過年度番号, 9. 期別, 10. 事業年度(開始日), 11. 事業年度(終了日), 12. 申告区分, 13. 申告日, 14. 年税額, 15. 本税調定額, 16. 税割調定額, 17. 均等割調定額, 18. 督促料調定額, 19. 延滞金額(前年度未累計), 20. 延滞金額(現年度分前月末累計), 21. 法定納期限, 22. 納期限, 23. 督促状発布フラグ, 24. 督促状発布日, 25. 速報金額, 26. 速報日, 27. 本税込納額, 28. 退職者分納額, 29. 税割納額, 30. 均等割納額, 31. 督促料納額, 32. 延滞金納額, 33. 収納日, 34. バッチ番号, 35. 内訳コード, 36. 納付回数, 37. 未過納フラグ, 38. 滞納発布フラグ, 39. 担当者コード, 40. 担当者名, 41. 担当者電話番号, 42. 滞納整理区分, 43. 処分コード, 44. 処分年月日, 45. 時効年月日, 46. 税額変更異動事由, 47. 税額変更異動年月日

II 滞納整理支援(税)システム 1. 宛名番号, 2. 枝番, 3. 個人番号, 4. 世帯番号, 5. カナ氏名, 6. 漢字氏名, 7. 担当者コード, 8. 担当者, 9. 続柄, 10. 性別, 11. 住民区分, 12. 生年月日, 13. 死亡年月日, 14. 住基登録日, 15. 住基削除日, 16. 住基異動日, 17. 現住所・郵便番号, 18. 現住所・町コード, 19. 現住所・住所, 20. 現住所・方書, 21. 住所履歴・設定日, 22. 住所履歴・郵便番号, 23. 住所履歴・町コード, 24. 住所履歴・住所, 25. 住所履歴・方書, 26. 生活保護開始日, 27. 生活保護廃止日, 28. 基本情報・滞納区分, 29. 基本情報・特記事項, 30. 基本情報・滞納事由, 31. 基本情報・職業, 32. 優先宛名・名称, 33. 優先宛名・名称カナ, 34. 優先宛名・郵便番号, 35. 優先宛名・住所, 36. 優先宛名・方書, 37. 送付先・科目, 38. 送付先・区分, 39. 送付先・設定日, 40. 送付先・宛名, 41. 送付先・郵便番号, 42. 送付先・住所, 43. 送付先・方書, 44. 連絡先・使用不可, 45. 連絡先・区分, 46. 連絡先・名称, 47. 連絡先・種類, 48. 連絡先・番号等, 49. 連絡先・備考, 50. 勤務先・宛名番号, 51. 勤務先・名称, 52. 勤務先・郵便番号, 53. 勤務先・所在地, 54. 勤務先・対象課税年度, 55. 勤務先・就職日, 56. 勤務先・退職日, 57. 口座・科目, 58. 口座・開始日, 59. 口座・終了日, 60. 口座・納付種類, 61. 口座・金融機関コード, 62. 口座・金融機関名称, 63. 口座・預金種別, 64. 口座・口座番号, 65. 口座・口座名義人, 66. 戸籍・本籍地都道府県, 67. 戸籍・本籍地市区町村, 68. 戸籍・本籍地, 69. 戸籍・筆頭者, 70. 戸籍・調査日, 71. 本名カナ名称, 72. 本名漢字名称, 73. 通称カナ名称, 74. 通称漢字名称, 75. 国籍, 76. 訪問・注意事項, 77. 訪問・地図番号, 78. 訪問・出張, 79. 訪問・出張担当者, 80. 訪問・変更事由, 81. 訪問・担当者変更事由, 82. 訪問・出張担当者名, 83. 訪問・出張担当者変更事由, 84. 個人詳細・特記メモ, 85. 関連者・宛名番号, 86. 関連者・枝番, 87. 関連者・カナ氏名, 88. 関連者・漢字氏名, 89. 関連者・生年月日, 90. 関連者・関連種類, 91. 関連者・続柄, 92. 関連者・経過一元化, 93. 関連者・主従区分, 94. 関連者・住民区分, 95. 関連者・滞納額, 96. 延滞金減免・連番, 97. 延滞金減免・申請日, 98. 延滞金減免・決済日, 99. 延滞金減免・調査日, 100. 延滞金減免・開始日, 101. 延滞金減免・終了日, 102. 延滞金減免・減免区分, 103. 延滞金減免・申請理由, 104. 延滞金減免・決裁事由, 105. 延滞金減免・減免対象, 106. 付箋, 107. 最終接触日, 108. 最終起算日, 109. 最終納付額, 110. 次回約束手, 111. 未納明細・科目, 112. 未納明細・調定年度, 113. 未納明細・課税年度, 114. 未納明細・期, 115. 未納明細・通知書番号, 116. 未納明細・納期限, 117. 未納明細・調定額, 118. 未納明細・未納額, 119. 未納明細・納期未到来, 120. 未納明細・滞納額, 121. 未納明細・督促料未納額, 122. 未納明細・延滞金, 123. 未納明細・滞納合計, 124. 経過記録・日付, 125. 経過記録・時刻, 126. 経過記録・場所, 127. 経過記録・相手, 128. 経過記録・内容, 129. 経過記録・対応者, 130. 経過記録・詳細, 131. 経過記録・約束内容, 132. 経過記録・帳票記録, 133. 経過記録・交渉結果, 134. 収納状況・科目, 135. 収納状況・調定年度, 136. 収納状況・課税年度, 137. 収納状況・期, 138. 収納状況・通知書番号, 139. 収納状況・納期限, 140. 収納状況・課税・金額, 141. 収納状況・課税・督促, 142. 収納状況・課税・延滞金, 143. 収納状況・収納・金額, 144. 収納状況・収納・督促, 145. 収納状況・収納・延滞金, 146. 収納状況・収納・起算日, 147. 収納状況・収納・収入日, 148. 収納状況・滞納合計, 149. 収納状況・納期未到来, 150. 収納履歴・回数, 151. 収納履歴・起算日, 152. 収納履歴・収入日, 153. 収納履歴・金額, 154. 収納履歴・督促料, 155. 収納履歴・延滞金, 156. 収納履歴・区分, 157. 収納履歴・納付方法, 158. 収納履歴・収納機関, 159. 時効管理・科目, 160. 時効管理・調定年度, 161. 時効管理・課税年度, 162. 時効管理・期, 163. 時効管理・通知書番号, 164. 時効管理・納期限, 165. 時効管理・金額, 166. 時効管理・督促料, 167. 時効管理・延滞金, 168. 時効管理・時効完成日, 169. 時効管理・催告延長, 170. 時効管理・執行停止時効, 171. 時効管理・状況, 172. 時効管理・時効事由, 173. 課税情報・住民税・調定年度, 174. 課税情報・住民税・課税年度, 175. 課税情報・住民税・特許区分, 176. 課税情報・住民税・申告区分, 課税情報・住民税・更正日, 177. 課税情報・住民税・更正事由, 178. 課税情報・住民税・特徴義務者, 179. 課税情報・住民税・課税標準額, 180. 課税情報・住民税・年税額, 181. 課税情報・住民税・期別税額・普徴, 182. 課税情報・住民税・期別税額・年金特徴, 183. 課税情報・住民税・課税資料・資料番号, 184. 課税情報・住民税・所得・種類, 185. 課税情報・住民税・所得・金額, 186. 課税情報・住民税・控除・種類, 187. 課税情報・住民税・控除・金額, 188. 課税情報・固定資産税・調定年度, 189. 課税情報・固定資産税・課税年度, 190. 課税情報・固定資産税・筆数, 191. 課税情報・固定資産税・棟数, 192. 課税情報・固定資産税・固定資産税課税標準額, 193. 課税情報・固定資産税・都市計画税課税標準額, 194. 課税情報・固定資産税・償却資産税課税標準額, 195. 課税情報・固定資産税・固定資産税税額, 196. 課税情報・固定資産税・都市計画税税額, 197. 課税情報・固定資産税・固定資産税都市計画税軽減免税額, 198. 家事情報・固定資産税・土地家屋期別税額, 199. 課税情報・固定資産税・償却資産税期別税額, 200. 課税情報・固定資産税・土地台帳, 201. 課税情報・固定資産税・家屋台帳, 202. 課税情報・固定資産税・共有構成代表者, 203. 課税情報・軽自動車税・調定年度, 204. 課税情報・軽自動車税・調定年度, 205. 課税情報・軽自動車税・車両台帳, 206. 課税情報・法人住民税・事業年度, 207. 課税情報・法人住民税・事業所情報, 208. 分納・番号, 209. 分納・計画日, 210. 分納・提出日, 211. 分納・開始年月, 212. 分納・収入日, 213. 分納・納付方法, 214. 分納・分納方法, 215. 分納・誓約金額, 216. 分納・口座振替, 217. 納付受託・証券種類, 218. 納付受託・記号番号, 219. 納付受託・券面金額, 220. 納付受託・受託日, 221. 納付受託・完了日, 222. 納付受託・支払人, 223. 財産調査・番号, 224. 財産調査・登録日, 225. 財産調査・照会種類, 226. 財産調査・照会内容, 227. 財産調査・備考, 228. 財産調査・照会先, 229. 財産調査結果・番号, 230. 財産調査結果・種類, 231. 財産調査結果・調査日, 232. 財産調査結果・配当見込, 233. 財産調査結果・内容, 234. 財産調査結果・権利者, 235. 財産調査結果・処分, 236. 財産調査結果・決済日, 237. 処分・種類, 238. 処分・財産等, 239. 処分・破産開始日, 240. 処分・起案日, 241. 処分・決裁日, 242. 処分・受付日, 243. 処分・受付番号, 244. 処分・解除日, 245. 処分・執行機関, 246. 処分・差押日, 247. 処分・事件番号, 248. 処分・財産選択, 249. 処分・金額選択, 250. 処分・動産自動車管理, 251. 猶予・番号, 252. 猶予・種類, 253. 猶予・申請日, 254. 猶予・起案日, 255. 猶予・開始日, 256. 猶予・終了日, 257. 猶予・起案日, 258. 猶予・決済日, 259. 猶予・取消起案日, 260. 猶予・取消決裁日, 261. 執行停止・番号, 262. 執行停止・起案日, 263. 執行停止・解除日, 264. 執行停止・執行停止要件, 265. 執行停止・対象期数, 266. 執行停止・対象金額, 267. 納期限変更・番号, 268. 納期限変更・起案日, 269. 納期限変更・決裁日, 270. 納期限変更・変更後納期限, 271. 納期限変更・対象期数, 272. 納期限変更・対象金額, 273. 納期限変更・備考, 274. 法定納期限等変更・科目, 275. 法定納期限等変更・調定年度, 276. 法定納期限等変更・課税年度, 277. 法定納期限等変更・期, 278. 法定納期限等変更・通知書番号, 279. 法定納期限等変更・調定額, 280. 法定納期限等変更・未納額, 281. 法定納期限等変更・納期未到来, 282. 法定納期限等変更・滞納額, 283. 法定納期限等変更・督促, 284. 法定納期限等変更・延滞金, 285. 法定納期限等変更・納期限, 286. 法定納期限等変更・法定納期限等, 287. 承継・種類, 288. 承継・起案日, 289. 承継・決済日, 290. 承継・相続開始日, 291. 承継・指定納期限, 292. 承継・納付場所, 293. 承継・相続財産評価額, 294. 承継・金額選択, 295. 承継・承継人宛番号, 296. 承継・承継人名称

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税収納等情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号を直接手入力する機能は持たせず、各税の賦課システムで新規に課税された場合に税収納マスタに引き継がれ、宛名情報の個人番号が照会可能になる。 滞納者の関連者についても、宛名情報から個人番号を引き継ぐ。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【団体内統合宛名システムにおける措置内容】 ・団体内統合宛名システムにおいては、システム間連携機能により庁内の各業務システムと接続されているが、各システムごとにアクセスできる情報を制限しており、目的を超えた紐づけや事務に必要な情報との紐づけを防止している。 【税務システムにおける措置内容】 ・税務システムでは、事務に必要な情報のみ保有する。 ・ID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)による認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ネットワークを利用する必要がある職員を特定するとともに、職員の生体情報によるログイン制御を行う。 ・システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、職員ごとにパスワードを割り当て、パスワードによる認証を行う。 ・職員ごとに利用可能な業務システムを制限し、不正な使用を防止する。 ・職員が着任した場合にパスワードを登録し、離任した場合は削除する。
その他の措置の内容	・提出を受けた特定個人情報が記載された書類等については、職員が直接受理し、保管や次の処理過程に確実に引き継ぐ。 ・特定個人情報を記録した紙媒体等は、定められた保管場所で施錠管理等を行い、漏えい・紛失を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・税務システムにおいては業務での使用に限ることやアクセスログを記録していることを職員に周知し、適切な運用を促す。 ・端末については、あらかじめ認証した電磁的記録媒体以外の接続を禁止している。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託先に安全管理措置を遵守させるための「必要かつ適切な監督」として、以下の規定を委託契約の締結に盛り込む。 <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業員に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・必要があると認めるときに実地調査を行うことができる規定等 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「提供」については、番号法等法令で定められた範囲内において行う。 ・「移転」については、番号法等関係法令および本市の特定個人情報に係る条例に基づき、移転の適否を審査する。また本市データ保護管理規程に基づき、データの授受の適否について協議等を行う。 ・システム上の移転においては、移転元と移転先の関連付けをあらかじめ設定しており、本来の移転先以外への情報移転がされることはない。 	
その他の措置の内容	端末からは特定個人情報を含むデータの抽出を不能にしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【物理的対策】</p> <p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバは、ICカード認証による入退室管理を行っている室内に設置した大型汎用機内に保管する。 ・記録媒体等(バックアップ等)の持ち出し可能な媒体は、サーバ室の施錠できる専用の部屋で保管または施錠可能な場所で保管している。また業務用端末からデータの持ち出しはできないように制限している。 ・帳票等の紙媒体は、施錠可能な場所で保管している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視および、施錠管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <p>【技術的な対策】</p> <p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型汎用機(サーバ)に接続することができる各業務担当課に設置された端末については、それぞれID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)を設定し、大型汎用機(サーバ)へのアクセスはパスワードによる認証を必要としている。 ・税務システムを使用する業務端末は、不正な侵入への対策が施された固有のネットワークにより構成され、インターネットとの接続は行っていない。 ・税務システムを利用する業務端末へは、外部デバイスの接続を禁止すると同時に、ID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)を設定している。 ・税務システムを利用する業務端末へは、外部デバイスの接続を制限すると同時に、ユーザIDおよびログインパスワードを設定している。 ・税務システムの操作者(職員等)の権限は、担当する業務の必要の範囲に応じてアクセス権限を発行し操作ログを記録している。 ・使用する端末にウイルス対策ソフトを導入し、アップデートを継続し常に最新のプログラムを維持することを徹底するとともに、ファイアウォールにより外部からのサーバへのアクセスを制御している。さらに全てのサーバおよび端末に対し、OS等の修正プログラムを適用し、常に最新の状態にすることを徹底する。 <p><eLTAXシステムおよび国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・eLTAXシステムおよび国税連携システムとの接続先は、通信の安全性が確保された専用回線であるL/GWAN回線との接続であり、ファイアウォールを介して大型汎用機のネットワーク上の端末と接続するため、外部からの接続はできない。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともにログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームではウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>〔函館市における措置〕</p> <p>ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機(サーバ)に保管する。大型汎用機(サーバ)に接続することができる各業務担当課に設置された端末については、それぞれID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)を設定し、大型汎用機(サーバ)へのアクセスはパスワードによる認証を必要としている。</p> <p>函館市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程に基づき、保護責任者は保存期間の経過等により保管の必要がなくなった磁気ファイルについて、一切アクセスできないよう制限した上、システム上で速やかに消去、廃棄等の必要な措置を講じている。</p> <p>保存期限を経過した紙媒体による特定個人情報については、廃棄処分(函館市の設置する焼却施設での処分)を実施する。</p> <p>〔中間サーバ・プラットフォームにおける措置〕</p> <p>中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館およびサーバ室への入室を厳重に管理する。特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	

8. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員等に対しては、配属時(新規事務従事時)のほか必要に応じて個人情報および特定個人情報の保護の取扱いに係る関係法令等および本市の条例に違反した場合の罰則、情報セキュリティ等に関する職場内研修を実施する。 ・違反行為を行った者に対しては、指導の上、その違反行為の程度によっては、当該職員等を懲戒処分等の対象とする。 ・個人情報および特定個人情報の保護の取扱いに係る他団体の事故または事例の情報を担当部署内で共有する。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報(特定個人情報を含む)保護に関する条文を規定し秘密保持契約を締結するとともに、業務に従事する従業員に対し、職員に対する研修と同等の研修の実施の義務付けを行う。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。 <p>※従業者とは、契約形態にかかわらず、特定個人情報保護評価の対象となる事務に現に従事する者の全てが含まれる。行政機関においては、正規職員のほか、会計年度任用職員等も含む。</p>
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部文書法制課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3649
②請求方法	個人情報の保護に関する法律および函館市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	財務部税務室(納税担当) 函館市東雲町4番13号 0138-21-3234
②対応方法	問合せの受付時に受付票を作成し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年6月12日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	I-6-②	参事 小寺 一徳	納税担当課長 小寺 一徳	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年8月29日	Ⅲ-3-リスク2-具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、職員ごとにパスワードを割り当て、パスワードによる認証を行う。 ・職員ごとに利用可能な業務システムを制限し、不正な使用を防止する。 ・職員が着任した場合にパスワードを登録し、離任した場合は削除する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを利用する必要がある職員を特定するとともに、職員の生体情報によるログイン制御を行う。 ・システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、職員ごとにパスワードを割り当て、パスワードによる認証を行う。 ・職員ごとに利用可能な業務システムを制限し、不正な使用を防止する。 ・職員が着任した場合にパスワードを登録し、離任した場合は削除する。 	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和1年6月26日	I-6-②	納税担当課長 小寺 一徳	納税担当課長	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月26日	Ⅲ-8	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和2年6月18日	Ⅱ-6 保管場所	<p>[函館市における措置] ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる端末の使用は、パスワードによる認証が必要となる。 (以下略)</p>	<p>[函館市における措置] ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる端末の使用は、ID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)による認証が必要となる。 (以下略)</p>	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない

令和2年6月18日	Ⅲ-3-リスク1 リスクに対する措置の内容	<p>【税務システムにおける措置内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務システムでは、事務に必要な情報のみ保有する。 ・税務システムから、他の特定個人情報ファイルを取扱う事務において情報を使用する場合、事務に必要なアクセスができないようアクセス制御している。 	<p>【税務システムにおける措置内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務システムでは、事務に必要な情報のみ保有する。 ・ID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)による認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和2年6月18日	Ⅲ-7 その他の措置の内容	<p>【技術的な対策】</p> <p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型汎用機(サーバ)に接続することができる各業務担当課に設置された端末についてはそれぞれID、パスワードを設定し、大型汎用機(サーバ)へのアクセスはパスワードによる認証を必要としている。 ・税務システムを使用する業務端末は、不正な侵入への対策が施された固有のネットワークにより構成され、インターネットとの接続は行っていない。 ・税務システムを利用する業務端末へは、外部デバイスの接続を禁止すると同時に、ユーザIDおよびログインパスワードを設定している。(以下略) 	<p>【技術的な対策】</p> <p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型汎用機(サーバ)に接続することができる各業務担当課に設置された端末については、それぞれID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)を設定し、大型汎用機(サーバ)へのアクセスはパスワードによる認証を必要としている。 ・税務システムを使用する業務端末は、不正な侵入への対策が施された固有のネットワークにより構成され、インターネットとの接続は行っていない。 ・税務システムを利用する業務端末へは、外部デバイスの接続を禁止すると同時に、ID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)を設定している。(以下略) 	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和2年6月18日	Ⅲ-7 その他の措置の内容	<p><eLTAXシステムおよび国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・eLTAXシステムとの接続は、専用回線である。またeLTAXシステムとの接続には、ファイアウォールを設置しサーバへのアクセスを制御している。 ・国税連携システムとの接続先は、通信の安全性が確保された専用回線であるLGWAN回線との接続であるため、外部からの接続はできない。 	<p><eLTAXシステムおよび国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・eLTAXシステムおよび国税連携システムとの接続先は、通信の安全性が確保された専用回線であるLGWAN回線との接続であり、ファイアウォールを介して大型汎用機のネットワーク上の端末と接続するため、外部からの接続はできない。 	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和2年6月18日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びリスクに対する措置	<p>〔函館市における措置〕</p> <p>ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機に保管する。大型汎用機に接続することができる各業務担当課に設置された端末についてはそれぞれIDとパスワードを設定し、大型汎用機へのアクセスはパスワードによる認証を必要としている。(以下略)</p>	<p>〔函館市における措置〕</p> <p>ICカード認証による入退出管理を行っている部屋に設置した大型汎用機(サーバ)に保管する。大型汎用機(サーバ)に接続することができる各業務担当課に設置された端末については、それぞれID、パスワード、生体認証(指紋・静脈)を設定し、大型汎用機(サーバ)へのアクセスはパスワードによる認証を必要としている。(以下略)</p>	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない

令和2年6月18日	Ⅲ－9 具体的な方法	正職員のみならず非正規職員，臨時職員等も含む。	正規職員のほか，会計年度任用職員等も含む。	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり，事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年6月18日	V－1－①	平成27年12月28日	令和2年6月12日	事後	再実施によるもの
令和3年6月18日	I－4 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項（利用範囲）別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 	番号法別表第1 16の項	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり，事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月16日	IV－1－② 請求方法	函館市個人情報保護条例の規定に基づき，開示・訂正・削除・利用の中止・提供の中止の請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律および函館市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき，開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり，事前の提出・公表が義務付けられない